

鈴鹿市告示第55号

鈴鹿市こども家庭センターの設置等に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市こども家庭センターの設置等に関する要綱

(設置)

第1条 児童及び妊産婦の福祉並びに母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定に基づき、鈴鹿市こども家庭センター（以下「センター」という。）を子ども政策部に設置する。

(所管)

第2条 センターは、子ども政策部子ども家庭支援課及び子ども保健課の所管とする。

(業務)

第3条 センターは、児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に掲げる事業に係る業務を行うものとする。

(組織)

第4条 センターは、センター長、統括支援員並びに子ども政策部子ども家庭支援課及び子ども保健課の職員をもって組織する。

(センター長)

第5条 センター長は、子ども政策部長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を総括し、センターの職員を指揮監督する。

(統括支援員)

第6条 統括支援員は、子ども政策部子ども保健課長をもって充てる。

2 統括支援員は、センターの業務の実施に関し必要な調整を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(鈴鹿市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱の廃止)

- 2 鈴鹿市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱（令和2年鈴鹿市告示第77号）は、
廃止する。